

平成27年度(一財)長崎県交通安全協会活動の基本方針

平成26年中の長崎県内で発生した交通事故は、

発生件数 6,465件 (前年比 - 700件 - 9.8%)

死者数 49人 (前年比 + 2人 + 4.3%)

負傷者数 8,335人 (前年比 - 928人 - 10.0%)

と、発生件数、負傷者数ともに前年比大きく減少したが、死者数は前年より2人多い49人であり、2年連続の増加となっている。

昨年の交通死亡事故の特徴としては、

- 高齢者の交通事故死者数が49人中28人と、前年より3人減少したものの、全死者数の57.1%を占めるなど、平成16年以降11年連続で5割を超える高い水準で推移していること。また、高齢運転者加害に係る交通事故死者が16人(前年比+5人)と増加し、全体の3割強を占めるに至ったこと。
- 脇見・ぼんやり運転による死者が32人(全体の65.3%)であり、依然として全死者に占める比率が非常に高いこと。
- 高齢者の交通事故死者数28人のうち約57.1%の16人が歩行中で、うち9人が道路横断中(うち6人が横断歩道外横断)に交通事故に遭っていること。
- 飲酒運転による交通事故が依然として多発しており、飲酒運転により4人(前年比-1人)の尊い生命が奪われていること。また、飲酒運転による交通事故の発生件数は73件(前年比+13件)、負傷者数は92人(前年比+8人)と何れも前年比増加していること。
- 二輪関連交通事故の発生件数は1,128件(前年比-187件)と前年比大きく減少しているものの、死者数は10人(前年比+5人)と倍増していること。

等が挙げられる。

本県における交通事故の発生状況であるが、まず、交通事故の件数は、平成15年をピークに平成16年から減少に転じ、平成21年に微増したものの、その後は平成26年まで一貫して減少しており、平成26年の本県交通事故発生件数(6,465

件(前年比－700件)は、ピーク時の平成15年比73.2%であった。

一方、交通事故死者数については、平成15年の82人を1つのピークに平成16年に61人に減少してからは、ここ数年ほぼ40人から60人の間で増減を繰り返してきたが、平成24年中は39人と、現行警察法が施行された昭和29年以降最も少ない数を記録した。その後、平成25年(47人)と平成26年(49人)は2年連続の増加となっている。

さらに交通事故による負傷者数については、平成20年から5年連続して1万人を下回り、平成26年は8,335人(前年比－928人)と大きく減少するなど、本県の交通事故は全般的に減少していると言える。

一方、全死者数に占める高齢者の割合は、平成16年以降11年連続で5割を超える高水準で推移し、平成25年中はその中でも最も高い比率である66.0%を占めるに至ったほか、高齢者加害に係る交通事故は全体の約19%を占めるなど、今後の交通事故防止対策を進める上で、高齢者の交通事故の抑止が交通事故減少への大きな鍵となっている。

このような情勢を踏まえ、長崎県交通安全協会では、県下23地区・市交通安全協会とともに、平成23年度を初年度とする「第9次長崎県交通安全計画」(平成23年から27年まで)に掲げた「平成27年までに年間の交通事故死者数を40人以下、死傷者数を7,500人以下にする」という目標達成に向けて、長崎県、長崎県警察のご指導を仰ぎながら、

- 子供と高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

を重点に、その他、脇見・ぼんやり運転の防止、二輪車関連事故の防止、反射材用品の着用推進等、県民と一体となった効果的な交通安全活動を積極的に推進して、交通事故のない安全で安心して暮らせる長崎県の実現を目指して参ります。

平成27年度 (一財)長崎県交通安全協会事業計画

1 全国交通安全運動の実施

地区(市)交通安全協会とともに、長崎県、長崎県警察、市町、その他関係機関・団体と協力して、春、秋の全国交通安全運動を効果的に推進する。

2 県独自の交通安全運動の実施

夏及び年末には、長崎県独自の交通安全県民運動が実施されるが、地区(市)交通安全協会とともに、長崎県、長崎県警察、市町、その他関係機関・団体と協力して、長崎県の実情に応じた交通安全運動を積極的に推進する。

3 季節に適応した交通事故防止活動の実施

学童の新入学(園)期、行楽期、梅雨期、酷暑期、厳寒期等それぞれ季節に適応した交通事故防止活動を積極的に推進する。

4 交通安全キャンペーンの実施

地区(市)交通安全協会、長崎県、長崎県警察、市町、その他関係機関・団体と協力して交通安全推進キャンペーンを効果的に実施し、広く県民に対して交通安全意識の高揚を図る。

5 各種媒体を活用した広報・啓発活動の積極的推進

交通安全広報の効果的な推進を図るため、当協会の機関紙「交通安全ながさき」、及びホームページ、各季の交通安全運動啓発用ポスター、新聞、テレビ、ラジオ等各種媒体を活用した広報・啓発活動を積極的に推進する。

6 年間を通じての交通安全活動

(1) 高齢者の交通事故防止

全死者数に占める高齢者の割合が、平成16年以降11年連続で5割を超える高水準で推移しているため、年間を通じて、次の活動を推進する。

ア 高齢者を守る交通安全意識の醸成

県民の高齢者に対する保護機運の醸成とドライバーに対する高齢者保護の呼びかけ等を推進する。

イ 高齢者に対する交通安全教育・指導の推進

各地区(市)交通安全協会とともに、長崎県、長崎県警察、市町と協力して、高齢者に対する参加体験型交通安全教室の開催や高齢者宅特別訪問等による交通安全教育・指導を推進する。

ウ 高齢運転者標識(高齢者マーク)表示の推進

70歳以上の高齢運転者に対して、高齢運転者標識(高齢者マーク)表示の推進を図る。

エ 反射材着用の推進

夜間における高齢者の歩行中、自転車乗用中の交通

	<p>事故を防止するため、反射材の着用効果を高齢者交通安全教室や広報媒体等を活用して、機会ある毎に説明・広報し、高齢者の反射材用品着用の推進を図る。</p>
(2) 飲酒運転の根絶	<p>飲酒運転の根絶を図るため、次の活動を推進する。</p> <p>ア 飲酒運転の厳罰化と悪質性の広報 飲酒運転の厳罰化と悪質性について、県民へ周知させるため、広報・啓発活動を推進する。</p> <p>イ ハンドルキーパー運動の推進 「自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人をあらかじめ決めておき、その人は酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る」ハンドルキーパー運動を推進する。</p> <p>ウ 「飲酒運転追放三ない運動」の積極的推進 <input type="radio"/> 酒を飲んだら車を運転しない <input type="radio"/> 車を運転する前には、酒を飲まない <input type="radio"/> 車を運転する人には、酒を出さない</p> <p>エ 飲食店訪問による飲酒運転根絶広報の推進 酒類を提供する飲食店を戸別訪問し、飲酒運転防止等のチラシ等を配布し、飲酒運転根絶の協力要請等を行う協力要請活動を推進する。</p>
(3) 自転車安全利用五則の浸透	<p>自転車利用者の交通ルール遵守と交通マナーの向上促進を図るため、広報活動を積極的に行い次に掲げる自転車安全利用五則の浸透を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自転車は車道が原則、歩道は例外 ② 車道は左側を通行 ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④ 安全ルールを守る <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ・夜間はライトを点灯 ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 ⑤ 子供はヘルメットを着用
(4) 全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底	<p>全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの着用は法律によって義務化されているにもかかわらず、後部座席の着用率が未だ低いことから、次により、特に後部座席のシートベルト等着用の定着化を図る。</p> <p>ア シートベルトやチャイルドシートは交通事故の被害軽減効果が高いことから、その効用と正しい着用についての広報啓発に努め、全ての座席の着用の定着化を図る。</p>

	<p>イ 後部座席のシートベルト着用を徹底させるため、全席シートベルト・チャイルドシート着用義務化の広報啓発活動を積極的に行う。</p>
(5) 「夕暮れ時における早め点灯、及び雨天・曇天時の点灯運動」の推進	<p>薄暮時間帯及び雨天・曇天時に多発している交通事故を防止するため、各種媒体を活用した広報・啓発活動、及び街頭における広報・啓発活動等により「夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯運動」を積極的に推進する。</p>
(6) 走行中の携帯電話使用の禁止広報の推進	<p>走行中の携帯電話の使用は、片手運転となり運転操作が不安定となる。また、会話に気を取られたり、画像を注視することで、運転に必要な周囲への注意が疎かとなるなど交通事故の危険性が高まるところから、走行中における携帯電話の使用禁止について広報啓発活動を徹底する。</p>
(7) 幼児、子供の交通事故防止	<p>児童等に対する交通ルールや正しい自転車乗用要領等交通安全教育を推進し、子供の交通事故を防止するほか、通園・通学時間帯において街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護、誘導活動等を徹底する。</p> <p>ア 幼児、子供への交通安全教育の徹底 保育園、幼稚園、小学校において、児童等に対し、交通ルールや正しい自転車運転要領等の交通安全教育を分かりやすく行い、子供の交通事故防止に資する。</p> <p>イ 街頭における幼児・子供の保護・誘導等 通園・通学時間帯において、街頭での幼児・子供に対する交通安全指導、保護・誘導活動を徹底し、幼児・子供の交通事故の防止を図る。</p> <p>ウ チャイルドシートの必要性等に関する広報・啓発活動の推進 チャイルドシートの必要性、着用効果につき広報・啓発活動を積極的に推進する。</p> <p>エ 黄色いワッペンなどの配付等 新入学児童の交通事故防止を図り、併せて交通安全に关心を持たせるため、「黄色いワッペン・ランドセルカバー」等を新入学児童に配付する。</p> <p>オ 幼児交通安全クラブの結成と育成指導 幼児の交通事故を防止するため、地区(市)交通安全協会等関係機関と協力して、幼児交通安全クラブの結成を促進し、交通安全指導員等による育成指導を積極的に推進する。</p>

(8) 交通事故多発警報及び高齢者交通事故多発警報発令時の交通事故防止活動の推進	「交通事故多発警報」及び「高齢者交通事故多発警報」の発令時には、地区(市)交通安全協会等関係機関との連携を図り、広報活動その他交通事故防止活動を積極的に推進する。
(9) 「交通安全の日」及び「交通事故死ゼロを目指す日」の広報	毎月20日の「交通安全の日」及び「交通事故死ゼロを目指す日」に設定された春・秋における全国交通安全運動期間中の5月20日(水)、9月30日(水)には、街頭キャンペーン、機関紙「交通安全ながさき」等による、設定の趣旨に沿った広報・啓発活動を積極的に推進する。
(10) 支援等による交通安全母の会活動の促進	<p>ア 交通安全母の会との連携 長崎県交通安全母の会との連携を図り、その活動の促進を図る。</p> <p>イ 交通安全母の会活動の支援 地区(市)交通安全協会、長崎県、長崎県警察、市町等関係機関と協力して交通安全母の会の活動を支援する。</p>
(11) 交通安全スローガンの普及徹底	平成27年中に使用する全国及び長崎県の交通安全スローガンの普及徹底を図るため、ポスターを作成配布するとともに、県交通安全協会発行の機関紙「交通安全ながさき」に全国及び長崎県の交通安全年間スローガンを掲載し普及徹底を図る。
(12) 広報紙の発行	機関紙「交通安全ながさき」を年5回以上、5万部以上発行して交通安全意識の高揚を図る。

7 二輪車安全対策の推進

(1) 「第45回二輪車安全運転長崎県大会」の開催	二輪車運転者の運転技能と交通マナーの向上を図り、二輪車による交通事故を防止するため、平成27年6月21日(日)「第45回二輪車安全運転長崎県大会」を開催するとともに、各クラスで優秀な成績を収めた選手を、8月1日(土)、2日(日)の両日、三重県鈴鹿市鈴鹿サーキットで開催される「第48回二輪車安全運転全国大会」に出場させる。
(2) 原付技能講習の効果的推進	原付運転免許取得時に、合格者全員に対して技能講習を実施し、運転技能の向上と安全運転を指導する。

8 自転車安全対策の推進

(1) 整備不良自転車の点検整備とTSマーク貼付の普及促進による自転車安全利用の推進	整備不良自転車による交通事故防止を図るため、地区(市)交通安全協会、県、県警察、長崎県二輪車自転車商協同組合等と協力して整備不良自転車の一掃とTSマーク貼付の普及促進による自転車の安全利用の推進を図る。
(2) 「交通安全子供自転車乗り方教室」の開催等による子供の自転車事故の防止	<p>ア 交通ルールの周知広報 地区(市)交通安全協会、県、県警、教育委員会、その他関係機関・団体等との緊密な連携のもと、県下の小・中学校をはじめ自転車利用者に対して、交通ルールの周知広報を行い、自転車事故の防止を図る。</p> <p>イ 「交通安全子供自転車乗り方教室」の開催 稲佐・浦上地区交通安全協会との連携のもと、県警の協力を得て、春・秋の全国交通安全運動期間中に、長崎交通公園において、小学生を対象とした「交通安全子供自転車乗り方教室」を開催し、自転車の正しい乗り方と交通ルールの指導を行う。</p>
(3) 「第40回交通安全子供自転車長崎県大会」の開催	平成27年7月23日(木)長崎県立総合体育館において、小学生を対象に「第40回交通安全子供自転車長崎県大会」を開催して、自転車の乗用マナーと技術の向上を図るとともに、優勝チームを8月5日(水)東京都内において開催される「第50回交通安全子供自転車全国大会」に派遣する。

9 交通安全に関する各種資料・資機材の提供と斡旋

各地区(市)交通安全協会に対し、交通安全活動に必要な物資・各種資料を支援提供するとともに、視聴覚資機材、自転車シミュレーターなどの貸出し、各種交通安全資機材(反射材等)の斡旋等を行う。

10 各種表彰

(1) 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰	<p>「全日本交通安全協会表彰規定・表彰内規」に基づき、毎年1月、次の表彰を行う。</p> <p>ア 交通栄誉章「緑十字金章」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全功労者(含、優良安全運転管理者) ・ 優良運転者 <p>イ 交通栄誉章「緑十字銀章」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全功労者(含、優良安全運転管理者) ・ 優良運転者
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 全日本交通安全協会長表彰	<p>ア 「全日本交通安全協会表彰規定・表彰内規に基づき、毎年1月、次の表彰を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全優良団体 ・ 交通安全優良学校 ・ 交通安全優良事業所 ・ 優良交通安全協会 ・ 優良安全運転管理者 <p>イ 「全日本交通安全協会表彰規定・表彰内規に基づき、毎年9月、次の表彰を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通栄誉章「緑十字銅章」 ・ 交通安全功労者 ・ 優良運転者 ・ 優良安全運転管理者 <p>ウ 「全日本交通安全協会表彰規定・表彰内規に基づき毎年11月、次の表彰を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良交通安全協会職員 ・ 優良安全運転管理協議会職員
(3) 九州管区警察局長 ・九州交通安全協会 長連名表彰	<p>「九州交通安全協会表彰規程」に基づき毎年9月、次の表彰を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全功労者 ・ 交通安全功労団体 ・ 優良運転者 ・ 交通安全優良学校 ・ 交通安全優良事業所 ・ 優良安全運転管理者
(4) 九州交通安全協会 長表彰	<p>「九州交通安全協会表彰規程」に基づき毎年9月、次の表彰を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良交通安全協会職員 ・ 優良安全運転管理協議会職員
(5) 長崎県警察本部長 ・長崎県交通安全協 会理事長連名表彰	<p>「長崎県交通安全協会表彰規程・表彰内規」に基づき、毎年春・秋の全国交通安全運動期に次の表彰を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全功労者・団体(春) ・ 交通安全功労協会役員(秋) ・ 優良運転者(春・秋) ・ 交通安全功労団体(事業所)(春) ・ 交通安全優良学校(春)
(6) 長崎県交通安全推 進県民協議会会长表彰 (県知事表彰)	<p>長崎県交通安全の保持に関する条例に基づき毎年春に開催される「交通安全推進県民協議会総会」の際、次の県知事表彰を行う。(県安協関係の分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎県交通安全協会功労役員

1.1 交通安全指導員の集合教養・研修会の実施

各地区(市)(長崎市及び佐世市を除く)交通安全協会に配置している交通安全指導員について、その資質及び指導能力の向上を図るため、新任教養及び全体研修会並びにブロック研修会を実施する。

1.2 運転者に対する安全教育(更新時講習・特定任意講習業務)の推進

長崎県公安委員会から委託を受け、免許更新時における運転者講習等については、常に講習内容を検討し、新しい視聴覚器材を取り入れるなどその充実を図るとともに、特に、60歳以上70歳未満の熟年運転者及び免許歴5年未満の初回更新者に対しては、これを一般運転者とは別に講習の場を設けて、それぞれの特殊性に応じ効果的な安全教育を実施するほか、運転免許試験場での日曜免許更新申請窓口の開場と即日交付に対応して更新時講習等を実施し、安全教育の効果的な推進を図る。

1.3 違反者及び停止処分者講習業務の推進

長崎県公安委員会から委託を受け、違反者講習及び停止処分者講習については、受講者の違反行為等、特性に応じた効果的な安全教育、指導を推進する。

違反者講習については、社会参加型活動コースと実技指導コースの2つのコースを選択して受講できるようにするなど、受講者のニーズに応じた講習を実施する。

1.4 交通公園の管理運営

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、長崎県から長崎交通公園の指定管理者の指定を受ける見込みであり、引き続き、児童等に対し視聴覚機材や自転車等の遊具の活用・使用等により、正しい交通知識の普及と交通道徳のかん養を図るとともに、県民にいこいの場を提供し、県民の福祉の増進を図る。

1.5 交通安全活動推進センター業務の推進

(1) 道路使用許可調査	道路交通法第77条第1項の規定により、警察署長が行う道路使用許可調査の委託を受け業務を実施する。
(2) 広報啓発活動の推進	適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全について広報・啓発活動を推進する。
(3) 交通事故相談業務の実施	交通事故に関する相談に対しては、適切な助言を行う。
(4) 運転適性相談業務の実施	企業・団体及び個人からの運転適性相談業務を積極的に実施する。

1 6 各種事業の適切な推進

(1) 運転免許試験車両の適正な管理による技能試験の適正化等	運転免許試験場で使用する試験車について、適正な管理に努め、技能試験の効率化を図る。
(2) 長崎県証紙売りさばき業務の実施	運転免許試験場及び大村警察署において、免許手続き、警察許可申請時等における長崎県証紙売りさばき業務を行い、関係者の利便を図る。
(3) 売店の運営	運転免許試験場の売店において、初心者マーク、高齢者マーク等、交通関連商品を販売するほか、運転免許申請者の免許申請用写真撮影を行うなど申請者の利便を図るための業務を行う。
(4) 更新運転免許証の郵送業務等の実施	長崎県警察本部長との協定に基づき、免許更新者の利便を図るため、各地区(市)交通安全協会と一体となって運転免許証郵送業務等の適正な運用に努める。
(5) 地区(市)交通安全協会の会費管理業務の実施	運転免許試験場における各地区(市)交通安全協会からの協会加入委託業務については、会員加入の積極的な勧誘を行う。

1 7 会議等の開催と各種会議への参加

(1) 会議等の開催	理事会、評議員会、県下各地区(市)交通安全協会事務局長等会議、運転免許窗口職員教養など各種会議・教養を行い、より効果的な交通安全協会の運営を図る。
(2) 各種会議への参加	全日本交通安全協会、九州交通安全協会が開催する理事会、評議員会、専務理事会等に出席するほか、県内各機関・団体等が行う交通安全のための各種会議に積極的に参加し、各機関との連携を図る。
(3) 各種研修会、講習会等への参加	全日本交通安全協会、九州交通安全協会その他関係機関・団体が開催する各種研修会、講習会、大会等には積極的に参加し、知識の吸収による業務の円滑な運営に資する。

1 8 警察署における運転免許関係業務の適正な運用

(1) 警察署における運転免許関係業務の適正化	県下23地区(市)交通安全協会の「警察署における運転免許関係業務」窓口の適正化を図る。
(2) 警察署における証紙売りさばき業務の適正な運用	県下23地区(市)交通安全協会窓口の「警察署における免許関係業務」窓口における証紙売りさばき業務の適正化を図る。

(3) 運転免許郵送業務の適正化	県下23地区(市)交通安全協会の「警察署における運転免許関係業務」窓口における運転免許郵送業務の適正化を図る。
19 交通安全協会活動の周知等による会員拡大の推進	
<p>年間を通じて交通事故防止の広報・啓発活動を積極的に実施し、「交通安全協会の活動内容」及び「交通安全協賛店制度」を県民に周知し、協会加入の促進を図る。</p> <p>特に、交通安全協賛店制度では、主婦、若者、女性会員が利用する協賛店の勧誘設置とその利用メリットの充実に努め、会員拡大を積極的に推進して県民の安全意識の高揚を図り交通事故の防止に資する。</p>	

